

「連続した農地」の要件

食料・農業・交流推進事業の「転作団地化推進」「環境に配慮した水稻直播きの推進」における、1ヘクタール以上の「連担団地」の要件は下記のとおりとする。

1 連担の要件

原則として、補助対象水田等が次の①と②のいずれかに該当するとき、「連担している」と見なす。

- (1) 1辺又は複数辺が、補助対象水田等と接しているほ場であること。
- (2) 一連の農作業が連続して可能なほ場であること。

2 連担団地内に河川、道路等の線的施設がある場合の判断基準

(1) 河川

農業用水、排水路又は、小規模の河川である場合（原則として1・2級河川は除く）かつ、これを挟む補助対象水田等の間の往来に支障がない場合に限り、連担しているものと判断する。

※ただし、1・2級河川であっても、川幅が極めて狭いもの（おおむね2メートル以下）については、小規模の河川として取り扱うことができる。

(2) 道路

農道または小規模の道路である場合（原則として国県道は除く）かつ、これを挟む補助対象水田等の間の往来に支障がない場合に限り、連担しているものと判断する。

※国県道については、利用の実態が農道と類似したものである場合には、車道幅員が農道程度のものは小規模の道路として取り扱うことができる。

(3) 鉄道、その他の軌道、高架等

原則として、連担しているとは見なされない。